「リーディングス アジアの家族と親密圏」刊行にあたって

「アジアの家族と親密圏」プロジェクトが収集した各国の著作のうち、日本の読者にとってとりわけ関心が高いと思われる作品を精選し、これらのアジアの作品との比較対照の意義が大きいと思われる日本の著作を新たに加えて、日本語版「リーディングス アジアの家族と親密圏」を刊行することとした。英語版 *Asian Families and Intimacies*（2021, Sage）には含まれなかったが日本語版には収録した作品も少なくない。

アジアにおける研究と思索の成果を日本の読者が直接に読めるようにすること、当たり前に手にできるものにすることが、日本語版出版の第一の目的であるのは言うまでもない。それと同時に、日本の研究や思索をアジアの文脈に置きなおしてみたとき、どのような新しい日本像が見えてくるのか、読者と共に再考したいという思いがある。

いま世界の秩序は急速に転換している。世界における知の生産様式も転換せざるをえない。世界秩序の転換によりナショナル・アイデンティティが揺らぎ、方向性を見失っている感のある現在の日本が新たな自己像と世界像を見出すためには、アジアの隣人たちと共に考えることから再出発するしかないのではないだろうか。

これまでの、そしてこれからの日本、アジアや世界について、アジアの隣人たちと共に考える、そのような企てとして、本シリーズを読んでいただけたらありがたい。

日本語版出版にあたっては、グローバルＣＯＥ「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」およびその成果として設立した京都大学アジア研究教育ユニット（ＫＵＡＳＵ）と京都大学文学研究科アジア親密圏／公共圏教育研究センター（ＡＲＣＩＰ）の代々の研究員等が翻訳とその推敲にあたり、アジア諸地域の専門家から成る日本語版編集委員会がさらに

訳文を検討するという、何重にもわたるチェック体制を設けた。翻訳者として複数のお名前が並ぶ章があるのはそのためである。どの段階で追加された注釈も「訳注」として一括してあることを申し添えておく。

また、日本語版編集委員以外にも、多くの専門家の先生方にご助言、ご支援を賜った。とりわけお手間をおかけした桃木至朗先生（大阪大学名誉教授）、速水洋子先生（京都大学）、小泉順子先生（京都大学）、岡真理先生（京都大学）、東長靖先生（京都大学）、関泰子先生（四国学院大学）、濱田麻矢先生（神戸大学）、西澤希久男先生（関西大学）、パトリック・ジョリィ先生（クイーンズランド大学）、後藤絵美先生（東京外国語大学）、中島満大さん（明治大学）、崔金瑛さん（梨花女子大学）には、お名前をあげて感謝申し上げたい。

出版社の有斐閣には、この大がかりで困難の多い企画をお引き受けいただき、日の目を見せていただいたことに深く感謝している。とりわけ編集者の松井智恵子さん、藤澤秀彰さんには並々ならぬご苦労をおかけした。

また、やまももさんが描いてくださったカラフルでユーモラスで意味深なカバーの絵が、トンネルの出口の光のように、延々と続く作業に励む私たちを元気づけてくださったことも特筆しておきたい。

最後になるが、グローバルＣＯＥ以来、長年にわたる国際共同プロジェクトを資金面で支えてくださった文部科学省、日本学術振興会にお礼を申し上げるとともに、本書が納税者の方々へのささやかなご恩返しとなるよう願っている。

二〇二一年一二月

編者　落合恵美子
森本　一彦
平井　晶子

日本語版編集委員会

押川文子（京都大学名誉教授）／落合恵美子（京都大学）／加藤敦典（京都産業大学）／小林和美（大阪教育大学）／白石華子（京都大学）／陳玲（華中科技大学）／中谷文美（岡山大学）／長坂格（広島大学）／平井晶子（神戸大学）／森本一彦（高野山大学）

＊五十音順

目　次

「アジアの家族と親密圏」刊行の趣旨　i
「リーディングス アジアの家族と親密圏」刊行にあたって　v
序　論　国家支配と家族形態の変容――二つの文化圏における家父長制　森本一彦　1

第Ⅰ部　家族イデオロギー――伝統・国家・個人

Ⅰ-1　伝統的家族
第1章　初期インドにおけるバラモン的家父長制を概念化する――ジェンダー、カースト、階級、国家　ウマ・チャクラヴァルティ（インド）　24

第2章　服忌令から見た近世の親族関係――とくに嫁と舅姑について　林由紀子　（日本）　44
第3章　ベトナムの伝統的家族と儒教の影響　チャン・ディン・フウ　（ベトナム）　65

I-2　国家と伝統の創造

第4章　民法出デ、忠孝亡ブ　穂積八束　（日本）　83
第5章　家名（ナームサクン）と姓（セー）の比較　ラーマ六世　（タイ）　86
第6章　国家イブイズム――「新秩序」体制下のインドネシアにおける女性性の領有と歪曲　ジュリア・スルヤクスマ　（インドネシア）　93

I-3　民主化・核家族・個人化

第7章　日本社会の家族的構成　川島武宜　（日本）　112

第8章　血縁集団から市民化へ――人民共和国期における安徽省農村宗族の変遷　王朔柏　陳意新　（中国）　123

第9章　「核家族」をめぐる言説の競合――朴正熙政権下における核家族言説の類型と変遷　キム・ヘギョン　（韓国）　150

第Ⅱ部　家父長制と父系制――家とは何か

Ⅱ-1　系譜制の源流

第10章　種子と大地――生物学的再生産と生産における性的関係をめぐる象徴性　リーラ・ドゥベ　（インド）　170

第11章　『風土記』の〝女〟を読む　『魏志』倭人伝の〝女〟を読む　義江明子　（日本）　198

第12章　日本古代社会の婚姻形態と血縁構造――中国の「同姓不婚」との比較において　官文娜　（日本）　244

第13章　明清期における異姓継承――徽州の事例から　欒成顯　（中国）　267
第14章　ベトナム南部における伝統的家族の変容　ドー・タイ・ドン　（ベトナム）　283

Ⅱ-2　父系化の展開

第15章　先祖祭祀と女性――半檀家から一家一寺へ　森本一彦　（日本）　296
第16章　近世東北農村における「家」の確立――歴史人口学的分析　平井晶子　（日本）　313
第17章　わが国近世の家族における家父長的支配――主として近世文芸を通じて見たる　姫岡勤　（日本）　328
第18章　烈女の誕生　カン・ミョングァン　（韓国）　347
第19章　「家名（ナームサクン）」の起源と君主としてのラーマ六世の役割　タナイ・チャルーンクン　（タイ）　359

Ⅱ-3　系譜制の現在

第20章　家族の変化と先祖祭祀　（日本）　393
森岡清美

第21章　家族とは誰のことか——台湾家族における系譜関係と婚姻状況　（台湾）　412
伊慶春
呂玉瑕

編者・著者紹介　433

序論

国家支配と家族形態の変容——二つの文化圏における家父長制

森本一彦

✦ 家族の原型を求めて

国家が成立する以前の家族は、多様であったと考えられる。ルイス・ヘンリー・モルガン（Morgan 1877）は、『古代社会』において①血縁家族、②プナルア家族、③対偶婚、④家父長制家族という進化を経て、西洋社会で一般的である一夫一婦制家族に至るとした。一夫一婦制家族、核家族の前に、家父長制家族が存在し、それ以前には近親婚の規制が緩やかな家族形態が存在したと考えた。実際にそのような婚姻形態の家族が存在したのかについては疑問が呈されているが、家父長制家族が歴史のある条件の中で誕生したとの考えを示しているともいえる。

モルガンの影響もあり、家父長制家族以前を想定する古典的な研究が出版された。これらの研究はインテンシブな調査にもとづいた実証的な研究ではなかった。特に、エンゲルスはモルガンの『古代社会』を参考にして原始共産制の存在を主張し、マルクス主義の強化を図った。その後、歴史学や考古学において実証的な古代家族の研究が進められた。

日本でも家父長制以前の家族について研究が行われた。高群逸枝は、系譜資料を分析し、日本の古代社会が妻問婚（＝招請婚）をもとに成立しており、父系制ではなく、母系制であったとした（高群 一九三八）。関口裕子『日本古代婚姻史の

研究』上・下（関口 一九九三）は、日本の古代社会において律令成立以前はモルガンの対偶婚であったとする。清水好子（清水 一九六七）は、『源氏物語』で妻問婚が描かれていることから、不安定な婚姻形態であったとする。鷲見等曜（鷲見 一九八三）は、同一母系集団に所属する男女が結婚する事例があり、内婚禁止規制がないことから母系制を批判した。栗原弘（栗原 二〇〇八）は庶民層の婚姻は女性に決定権があったが、貴族層は父系相続であったので、貴族層の婚姻は父親に決定権があったとする。

✦ 文明以前の家族

中国やインドでは、早い時期に文明が発展するとともに国家が成立した。国家が成立する以前の家族は、多様なものであったと考えられるが、国家の統制によって画一化したと考えられる。国家が成立すると、周辺地域に対して政治的・文化的な影響を与えた。インドを中心とするヒンドゥー文化圏と中国を中心とする儒教文化圏が形成された。周辺地域は、インドや中国に遅れ、各地域の特徴を残しながら同方向の変化を遂げていったと考えられる。

インドでは、早い時期に家父長的家族が成立したと考えられている。ラーナー（Lerner 1986）は、紀元前五〇〇〇年頃の中央インドの洞窟壁画には狩猟を行う女性が描かれており、経済上の女性の役割は男性と同等であったとする。しかし、紀元前三〇〇〇年頃のハラッパ文明においては母神像や踊り子像など女性の再生産における特別の関係の重要性が継続した可能性があるものの、女性とセクシュアリティに対する統制が存在したとする。中央アジアの遊牧民であったアーリア人が、紀元前二〇〇〇年頃に北インドに侵入し、インダス文明を築いた先住民を支配した。アーリア人が先住民を支配するためのイデオロギーとして発達したバラモン教が、紀元前五〇〇年までに根本聖典ヴェーダとして体系化されるとともに、先住民女性が奴隷化されただけではなく、アーリア人女性もまた家父長制家族によって統制されたとする。

中国でも、インドと同様に紀元前五〇〇〇年頃に黄河や長江の流域に文明が発展した。そして、殷や周といった国家が成立した。春秋戦国時代（紀元前八世紀～紀元前三世紀）には諸侯が群雄割拠し中国が分裂したために、強力な統一国家が

求められた。紀元前二二一年に秦の始皇帝によって統一される。中国の古代社会については、家父長制であったという考えが優勢であった[1]。しかし、一九九〇年以降出土史料の研究が盛んに行われたことで、家父長制への疑問が出されている。中国の家族を家父長制として捉えることには儒教が影響している。儒教は紀元前五世紀の春秋時代末期の孔子によって始まり、秦においては焚書坑儒などの弾圧が行われたが、前漢期後半には官学化され（福井 二〇〇五）、後漢期には在地に受容された（渡邉 一九九五）。儒教の影響によって、中国の家族が家父長制となるのは漢代以降であり、それ以前は非家父長制であった。小寺敦は「春秋左伝」の分析から戦国時代に家族史的な画期があるとし、それ以前は父系的ではなかったとする（小寺 二〇〇八）。

インドと中国はそれぞれ家父長制家族を特徴とするとされているが、バラモン教や儒教などのイデオロギーが成立・普及する以前は女性の地位が相対的に高く、母系や双系など多様であった可能性が高い。

✦ 文明の周辺地域

インドを中心とするヒンドゥー文化や、中国を中心とする儒教文化はどちらも古くから家族に大きな影響を与えてきた。インドネシアは、インドと中国の文明圏に挟まれていた結果、ヒンドゥー教、仏教、儒教、イスラーム教などの影響を受けている。タイ社会は、タナイ・チャルーンクン（本書第**19**章）も述べるように女系的であり、拡大家族である。タイの村落社会を研究した水野浩一（水野 一九八一）は、拡大家族的な「屋敷地共住集団」において、末娘の親世帯への残留、娘の土地相続権、妻方居住制がみられることを紹介している。タイはイギリスとフランスの緩衝地帯として独立が守られており、仏教国であって、インドや中国の影響を比較的受けていない社会といえる。

中国の周辺地域は、中華思想に取り込まれ、朝貢貿易などを通じて関係を維持し、漢字や律令、儒教などを受容してきた。東アジアの伝統的家族は非常に古い制度で、ほとんど変化していないといわれることが多い。

中国に隣接したベトナムは、漢字文化圏であり、儒教の影響を受けた伝統的家族であり、一九世紀末までほとんど変化

してこなかったと考えられて来た。しかし、チャン・ディン・フウ（本書第**3**章）は、儒教の影響は時代や地域、家族形態によって異なっており、農民家族では女性の果たす役割は大きかったとする。ドー・タイ・ドン（本書第**14**章）は、移住・開拓されたベトナム南部の家族は準‐核家族が基本であり、末子相続が一般的で儒教的な影響力が弱いとする。韓国も儒教社会と考えられているが、カン・ミョングァン（本書第**18**章）は、高麗王朝には家父長制が確立しておらず、結婚や離婚が自由にできたと述べる。李氏朝鮮前期以前には分割相続が行われ、女性が相続権や先祖の祭祀権をもっていた（嶋 一九九二）。

日本では古代社会に対する知見が多く出されている。クニ（＝小国家）が形成されたのは弥生時代（紀元前二世紀以降）と考えられており、インドや中国と比べると大きく遅れる。さらに日本の家父長制の成立も曖昧であり、近年でも双系制や無系制ともよばれる特徴が看守される。日本古代における母系制説は、高群逸枝を先駆とし、多くの歴史学者によって議論されてきた。義江明子（本書第**11**章）は『風土記』の「土蜘蛛」伝承や『魏志』倭人伝の記載の分析から、古代社会における男女の差はあまりなかったとする。古代社会を双系制とする考え方は、吉田孝（吉田 一九八三）や明石一紀（明石 一九九〇）など多くの研究者によって認められている。[2] 考古学者の田中良之（田中 一九九五）は、歯冠計測値などの遺伝情報を分析した結果、五世紀以前に埋葬された男女ペアは兄妹を中心とした血縁者であり、双系的であったとする。官文娜（本書第**12**章）は、「同姓不婚」を基本とする中国との比較から、日本の古代社会は出自をもたず「無系的」であるとする。

姫岡勤（本書第**17**章）は、近世の文芸資料の分析から間引きや捨子、売子、子の質などは主として経済的な理由で行われ、勘当は子の不行跡や縁坐の予防、家産蕩尽の予防などのために行われたとする。家長の独自の判断というよりは世間の意向を汲み取ったものとする。また姫岡（姫岡 一九八三）は、徳川時代の家族道徳の根本におかれた「孝」の観念を裏づける親子の心的態度は、中国では「敬恭」であるのに対して、日本では「愛敬」であり、違っていたとする。日本における「孝」は、先祖から伝えられた武士の家禄、町人の家業、農民の家産という物質的根拠にもとづいていたために、下

層民には儒教的家族道徳が浸潤しなかったとする。

インドや中国では早い時期に家父長制が成立したが、周辺地域では双系制や女性の地位が高いなど家父長制以前の多様な家族形態がみられ、インドや中国の影響を受けるものの、限定的であったといえる。

✦ 家父長制の成立

インドや中国では早い時期に国家が成立し、支配体制が強化される中で家父長制が成立し、確立していく。

ウマ・チャクラヴァルティ（本書第**1**章）は、初期インドにおいて女性のセクシュアリティを統制することで、家父長制が維持されたとする。カースト間の性的接近は、バラモン経法典によって制度化されるとともに国家権力によって禁止された。リーラ・ドゥベ（本書第**10**章）はヴェーダに由来する「種子」と「大地」との象徴的な概念が叙事詩や法律に現れることで、女性のセクシュアリティに制約を加え、女性を束縛し続けてきたとする。

カン・ミョングァン（本書第**18**章）は、朝鮮王朝が再婚しない未亡人を烈女として顕彰し、経済的な支援を行うことで、女性に性的従属の思想を植えつけ、儒教的な家父長制社会を確立したとする。朝鮮王朝ではこの時期に極端な儒教化が進行していた。

服藤早苗（服藤 一九九一）は、日本の中央上層貴族において、九世紀末に嫡妻と庶妻が区別され、その子どもも区別され、一一世紀までは女性が財産相続権をもっていたことも考え合わせると、貴族層では一一世紀末に父子継承を原理とする家が相対的に確立したとする。武士層の家は貴族に遅れるとされ、上層農民に家が成立したのは一四、五世紀以降とされる（坂田 一九九七）。近世史においては、庶民の家は経済的先進地域であった畿内において一八世紀初頭に確立したと考えられており、それ以外の地域ではそれよりも遅い時期に確立したとされる。

林由紀子（本書第**2**章）は、近世の服忌令における嫁の舅姑に対する服忌が実父母に対するものよりも短く、婚姻によって妻が夫の親族集団に取り込まれる中国の場合と異なり、婚姻によっても嫁は夫の家に完全に帰属せず、実家への帰属

編者紹介

森本 一彦（もりもと　かずひこ）
高野山大学文学部教授
平井 晶子（ひらい　しょうこ）
神戸大学人文学研究科教授
落合恵美子（おちあい　えみこ）
京都大学文学研究科教授

家族イデオロギー
（リーディングス アジアの家族と親密圏 第1巻）
Family Ideology
（*Readings on Asian Families and Intimate Spheres,* vol. 1）

2022年3月25日　初版第1刷発行

編　者　森　本　一　彦
　　平　井　晶　子
　　落　合　恵　美　子
発行者　江　草　貞　治

発行所　株式会社　有斐閣
郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町2-17
http://www.yuhikaku.co.jp/

印刷　大日本法令印刷株式会社　　製本　大口製本印刷株式会社
©2022, MORIMOTO Kazuhiko, HIRAI Shoko, OCHIAI Emiko. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。
★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-17468-9

JCOPY 本書の無断複写（コピー）は，著作権法上での例外を除き，禁じられています。複写される場合は，そのつど事前に（一社）出版者著作権管理機構（電話03-5244-5088，FAX03-5244-5089，e-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。